

猪名川町ごみ処理基本計画（案）

令和 8（2026）年〇月策定

目次

第1章	総論	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画期間及び目標年度	3
第2章	地域の概要	4
1.	位置、地勢	4
2.	人口	4
3.	産業	5
4.	土地利用	5
第3章	ごみ処理の現状	6
1.	ごみ処理の概要	6
(1)	ごみの分別区分	6
(2)	ごみ処理フロー	7
2.	ごみ排出量と再資源化の実績	8
(1)	ごみ排出量の実績	8
1)	ごみ排出量の推移	8
2)	ごみ排出量と人口の推移の比較	9
(2)	再資源化の実績	10
1)	再生資源集団回収の取組み	10
2)	再資源化（リサイクル率）の実績	10
(3)	総排出ごみ量（再生資源集団回収量を含む）	11
3.	前計画の目標達成状況	12
(1)	一人一日当たりのごみ排出量	12
(2)	リサイクル率	12
4.	ごみ処理体制	13
(1)	収集運搬の方法	13
(2)	中間処理の状況	14
(3)	最終処分	15
5.	ごみ処理の評価	15
6.	課題の抽出	17
(1)	排出抑制、再資源化に関する課題	17
(2)	収集運搬に関する課題	17
(3)	中間処理に関する課題	18
(4)	最終処分に関する課題	18

第4章	ごみ排出量・処理量の将来予測	19
1.	人口の将来予測	19
2.	ごみ排出量の将来予測	20
(1)	ごみ排出量原単位	20
(2)	ごみ排出量	21
第5章	ごみ処理基本計画	22
1.	基本理念	22
2.	基本方針	22
3.	減量と再生資源化の計画	24
(1)	計画の目標	24
(2)	目標達成のための行動	24
(3)	啓発活動の推進	27
4.	ごみ処理体系	28
(1)	ごみ処理主体	28
(2)	収集・運搬計画	29
(3)	中間処理計画	29
(4)	最終処分計画	30
5.	動物の死体の処理	30
(1)	現状	30
(2)	収集運搬と処分	30
(3)	今後の処理方針	30
(4)	町外からの受入れ	30
6.	計画の進行管理	31
第6章	し尿等の処理	32
1.	し尿等の処理の現状	32
(1)	処理の対象となるもの	32
(2)	収集・運搬体制	32
(3)	処理	32
(4)	し尿処理施設の概要	32
2.	し尿等の処理に係る課題	33
(1)	処理量の減少	33
(2)	施設の老朽化	33
(3)	課題の整理	33
3.	今後の方針	33

1. 計画策定の趣旨

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされています。

猪名川町（以下、「本町」という。）では平成28（2016）年3月に「ごみ処理基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、ごみの減量と再資源化に向けさまざまな取り組みを行ってきました。

直近では、令和8（2026）年4月からごみ袋の色は“無色透明又は白色半透明”のものを使用するよう色指定を行ったほか、昨今火災の原因として問題となっている“リチウムイオン電池”等を「有害ごみ」として新たに収集開始するなど、分別の徹底と作業中の事故防止に努めてまいりました。

前計画が最終年度を迎えたことから、これまでの取り組みの成果や目標の達成状況を検証するとともに、プラスチック資源循環の推進や脱炭素社会の実現といった社会情勢の変化、さらに本町を取り巻く実情を踏まえ、新たな「猪名川町ごみ処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

本計画は、本町が長期的、総合的な視点で計画的にごみ処理を推進するための基本となるものです。ごみの適正処理および排出量の抑制、さらなる再資源化を推進し、町民・事業者の皆様との協働により循環型社会の形成に向けて目標や施策を定め取り組んでまいります。



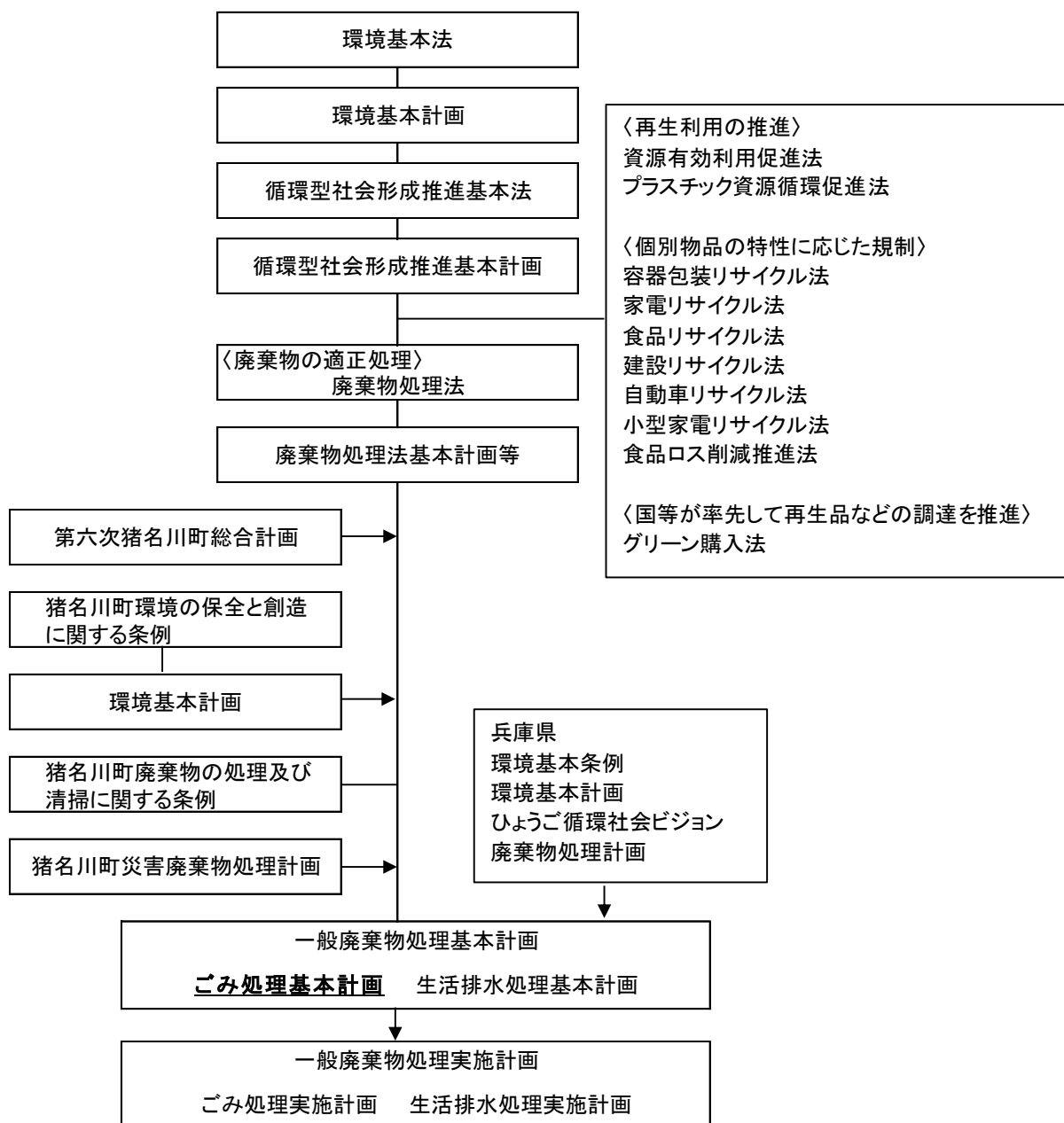
写真1：パッカー車（燃えるごみなどの収集に使用）

2. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき定めるものであり、策定にあたっては環境基本法や循環型社会形成推進基本法をはじめ、各種リサイクル法等、関係法令との整合を図ることとします。

また、第六次猪名川町総合計画の下位計画となることから、本町における今後の廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有します。

【図1 計画の位置付け】



3. 計画期間及び目標年度

本計画の計画期間は令和9（2027）年度から令和18（2036）年度までの10年間とします。
また、令和13（2031）年度を中間目標年度とし、計画の点検や進捗状況の確認を行います。

2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
計画策定	初年度				中間年度					最終年度



写真2：ふれあい収集で使用するダンプトラック

第2章 地域の概要

1. 位置、地勢

本町は兵庫県南東部に位置し、北を丹波篠山市、東を大阪府能勢町、西を三田市、南東を川西市、南西を宝塚市に接しています。

総面積は90.33km²で、東西に約8km、南北に約18kmと南北に細長い町域となっており、町の最北端に位置する阪神間最高峰の大野山（標高753m）に源を発する猪名川が町の中央を南北に流れ、その周辺に帯状の平地が形成されています。

大阪方面まで直線距離で約25km、神戸方面へ約30kmと京阪神に近いことから、昭和45（1970）年より町南部の丘陵地を中心として大規模なニュータウン開発が進み、昭和53（1978）年には私鉄が初めて乗り入れることになり、人口増加とともに都市的土地利用へと変化してきました。

2. 人口

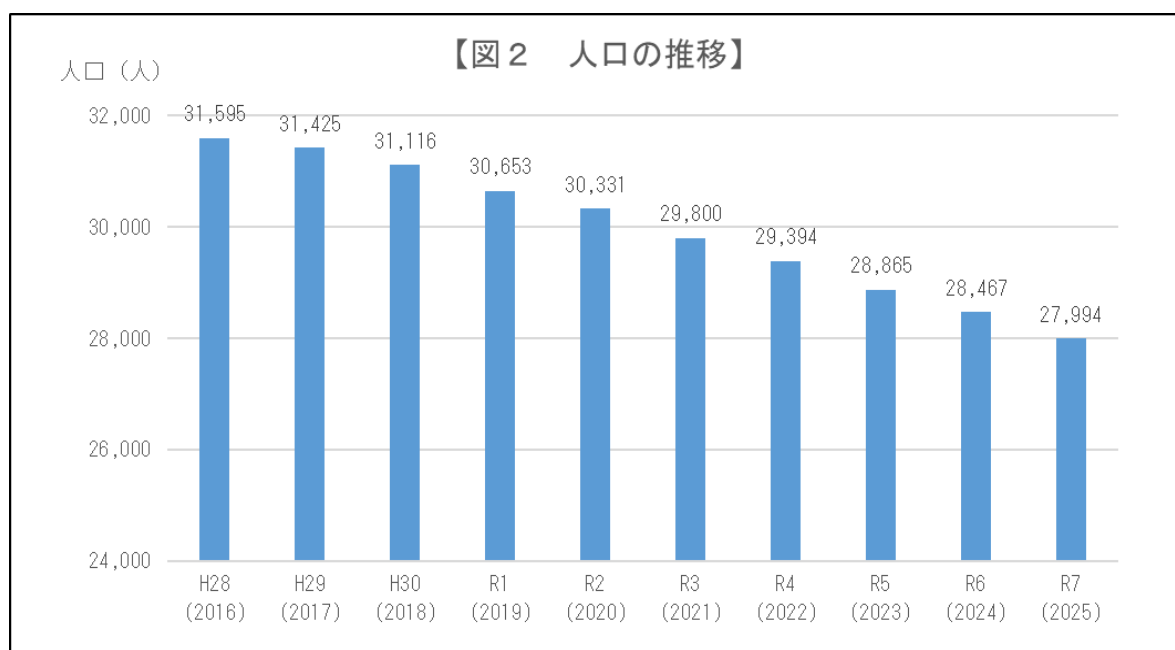
本町の人口は、町政が発足した昭和30（1955）年の7,747人から、昭和50（1975）年の阪急日生ニュータウンへの入居開始に始まる南部の大規模ニュータウン開発に伴い増加を続けてきましたが、平成22（2010）年頃にピークを迎えてからは減少に転じ、令和7（2025）年度末現在は27,994人まで減少しています。

【表1 人口の推移】

（単位：人）

年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
人口	31,595	31,425	31,116	30,653	30,331	29,800	29,394	28,865	28,467	27,994

※各年度末現在の人口です。



3. 産業

本町の産業は、下表に示すように令和3（2021）年度の時点で事業所数608事業所、従業者数6,810人で、平成23（2011）年度から比較すると事業所は△3%とやや減少、従業者数は+1%とやや増加となっています。産業分類別にみると、卸売業・小売業・飲食業やサービス業を含む第3次産業が大半を占めています。

【表2 事業所及び従業者数の推移】

産 業 分 類	H23（2011）			H28（2016）			R3（2021）		
	事業所数	従業者数(人)	従業者数割合(%)	事業所数	従業者数(人)	従業者数割合(%)	事業所数	従業者数(人)	従業者数割合(%)
農林漁業	6	309	100%	9	48	100%	10	104	100%
第1次産業	6	309	100%	9	48	100%	10	104	100%
鉱業	1	3	0%	0	0	0%	0	0	0%
建設業	85	403	44%	80	395	46%	78	337	40%
製造業	29	515	56%	29	467	54%	33	496	60%
第2次産業	115	921	100%	109	862	100%	111	833	100%
電気・ガス・水道業	2	26	0%	1	14	0%	0	0	0%
運輸・通信業	11	277	5%	10	309	5%	12	340	6%
卸売業	228	2,454	45%	224	2,274	39%	201	2,426	41%
小売業									
飲食業									
金融・保険業	10	68	1%	10	64	1%	6	48	1%
不動産業	13	33	1%	9	26	0%	15	83	1%
サービス業	242	2,653	48%	238	3,090	53%	253	2,976	51%
公務									
第3次産業	506	5,511	100%	492	5,777	100%	487	5,873	100%
総 数	627	6,741	-	610	6,687	-	608	6,810	-

※ 経済センサス兵庫県報告書より

4. 土地利用

本町の土地利用状況は下表のとおりで、年度ごとに大きな変化はありません。

【表3 猪名川町の土地利用状況】

単位 上段・面積：ha
下段・構成比：%

地目	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
農地	501.0 5.55	499.9 5.53	498.4 5.52	495.5 5.48	495.0 5.48	494.5 5.47	490.8 5.43	490.1 5.43	488.7 5.41	485.7 5.38
山林・原野	3,610.1 39.97	3,610.2 39.97	3,634.3 40.23	3,633.6 40.23	3,632.8 40.22	3,596.9 39.82	3,597.2 39.82	3,597.0 39.82	3,598.4 39.84	3,603.5 39.89
雑種地	295.0 3.26	295.4 3.27	296.9 3.29	296.9 3.29	297.1 3.29	300.0 3.32	300.3 3.32	300.8 3.33	302.7 3.35	305.4 3.38
宅地	349.8 3.87	349.6 3.87	351.4 3.89	351.4 3.89	352.2 3.90	371.9 4.12	372.6 4.13	373.3 4.13	375.6 4.16	379.8 4.20
その他河川等	4,277.1 47.35	4,277.9 47.36	4,252.0 47.07	4,255.6 47.11	4,255.9 47.11	4,269.7 47.27	4,272.1 47.30	4,271.8 47.29	4,267.6 47.24	4,258.6 47.15
総面積	9,033.0 100.00	9,033.0 100.00	9,033.0 100.00	9,033.0 100.00	9,033.0 100.00	9,033.0 100.00	9,033.0 100.00	9,033.0 100.00	9,033.0 100.00	9,033.0 100.00

資料：猪名川町税務課

第3章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の概要

(1) ごみの分別区分

本町から排出されるごみは、下表のように「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」に大別されます。

【表4 ごみの分別区分・令和8(2026)年度】

【表1】ごみの分別区分【2020年度】

分別区分		内容	
家庭系ごみ	燃えるごみ	生ごみ類、紙くず類、落ち葉・木片類（40cm未満）、容器包装以外のプラスチック類、皮革製品、ビニール・ゴム製品 等	
	不燃ごみ	金属類及び金属が付いている製品、ガラス製品、陶磁器類、電球、小型家電製品（充電電池は除く） 等	
	大型ごみ	家具や家電製品等で40cm四方の立方体に収まらない物、木片類（長さ1m未満、厚さ15cm未満の板、角材等）	
	プラスチック製容器包装	トレイ類、パック類、袋類、ボトル類、カップ・麺容器、ラップ類、ふた・キャップ類、発泡スチロール 等	
	びん	無色びん	飲料びん、食品・調味料、食用油のびん、化粧品のびん、薬びん等（白色・乳白色びん、陶磁器ボトル、耐熱ガラス製品は除く）
		茶色びん	
		その他びん	
	カン	ジュース・ビール等飲料の缶、缶詰（食品）の缶、スプレー缶、カセットボンベ 等	
	ペットボトル	清涼飲料、酒類、醤油・酢等の調味料用	
	有害ごみ	一次電池	乾電池、ボタン電池、コイン電池等、使い切りで充電できない電池
		二次電池等	小型充電式電池（リチウムイオン、ニカド、ニッケル水素電池）とこれらを内蔵する小型家電製品
		蛍光灯等	蛍光灯、水銀使用の血圧計、体温計、温度計 等
	資源物	新聞	新聞、ちらし
雑誌		雑誌、古本	
ダンボール		ダンボール	
古布・古着		主に綿製品の衣類、タオル 等	
紙パック		牛乳、酒等の紙パック（裏が銀色の物は除く）	
葉刈類		庭木等を剪定した枝葉等（長さ1m未満、厚さ15cm未満）	
事業系ごみ		商店、飲食店、会社等の事業所から事業活動に伴い発生するごみ（産業廃棄物を除く）	

※家庭系ごみの内、大型ごみ以外はごみステーションへ排出、大型ごみ（40cm四方の立方体サイズを超える物）は事前申込制・有料の戸別収集です（一部集合住宅を除く）。

※平成21(2009)年度、国崎クリーンセンターへの搬入開始（広域化）後、分別区分の変更はありません。

（ごみの出し方の例）

- ・燃えるごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、有害ごみ等で細かな物は袋（45ℓ以内、無色透明又は白色半透明に限る）に入れまとめて出す。
- ・びん、カン、ペットボトルは袋に入れずに出す。
- ・刃物等鋭利な物、割れ物等は紙で包み「キケン」等と表示して出す。

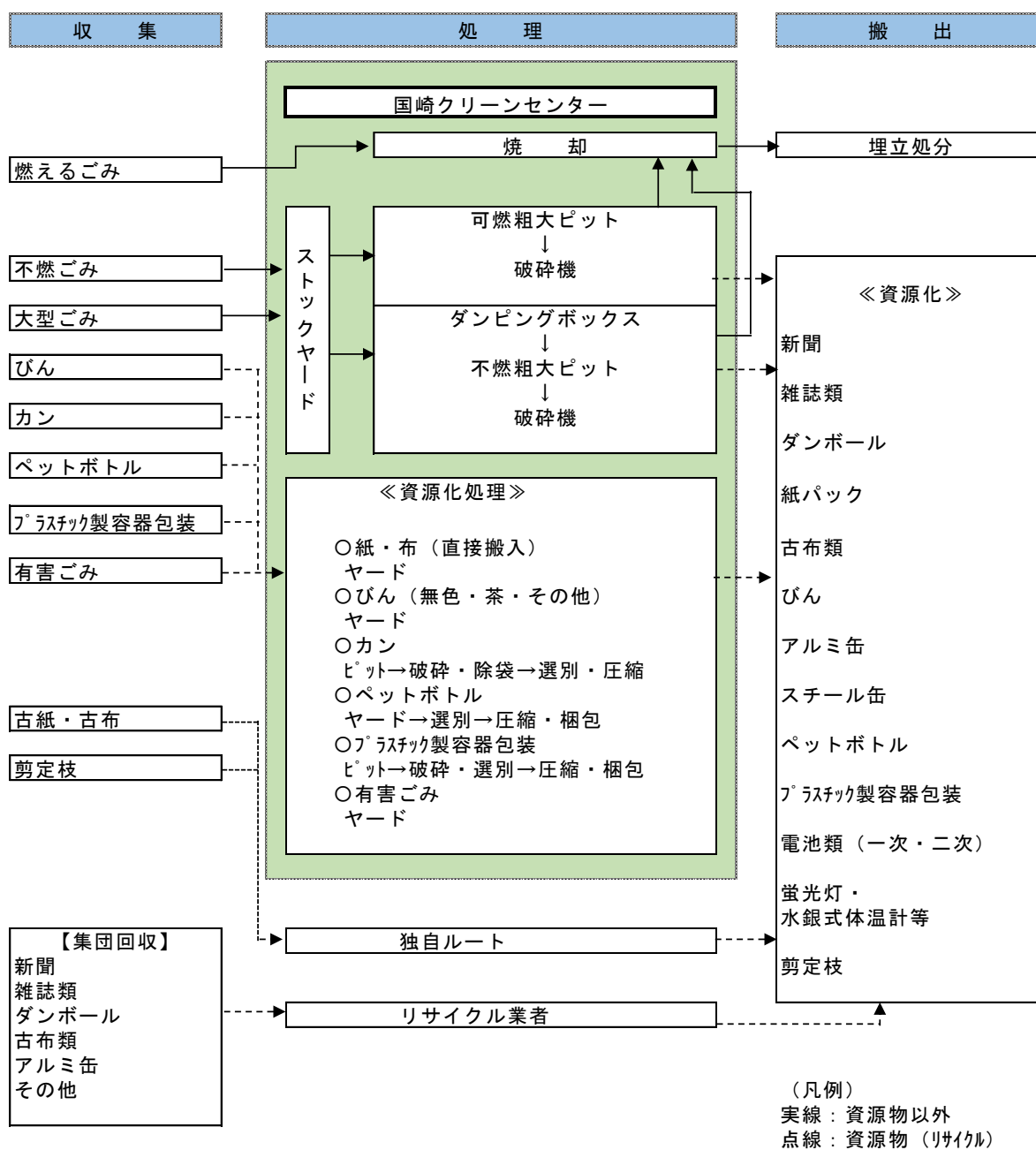
(2) ごみ処理フロー

本町から発生したごみ（資源物は除く）は、猪名川上流広域ごみ処理施設組合が運営する国崎クリーンセンターへ搬入、処理しており、資源物は国崎クリーンセンターへ直接搬入されたものを除き、本町独自のルートで処理しています。

国崎クリーンセンターは平成21（2009）年3月に竣工し、兵庫県川西市、大阪府豊能町、能勢町、本町の1市3町から排出される一般廃棄物の焼却のほか、不燃・大型ごみの破碎・選別やびん、カン、ペットボトル等の資源の選別を行っています。

令和8（2026）年度における処理の流れは下図のとおりとなっています。

【図3 ごみ処理の流れ・令和8（2026）年度】



※ごみステーションで収集した古紙・古布は町独自でリサイクル業者へ引き渡ししています。

※剪定枝（直接搬入除く）は町クリーンセンターにおいてバーク堆肥へとリサイクルしています。

2. ごみ排出量と再資源化の実績

(1) ごみ排出量の実績

1) ごみ排出量の推移

ごみ排出量の推移をみると、家庭系・事業系ともに一時的に増加した年がありますが、人口減少とともに全体的に減少傾向にあります。次の表5-1から5-3のとおり前計画期間10年間の減少率は、家庭系△10.1%、事業系△16.9%、合計では△12.1%となっています。

【表5-1 ごみ排出量の推移（家庭系）】

(単位：t)

年度 分別	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
燃えるごみ	5,712	5,711	5,628	5,661	5,638	5,555	5,326	5,061	4,902	4,908
不燃ごみ	286	255	303	316	333	288	259	228	206	218
大型ごみ	262	304	375	356	381	399	356	359	305	315
プラスチック製容器包装	259	248	244	243	252	250	245	231	226	228
びん	195	188	179	173	177	169	162	151	142	134
カン	48	48	47	47	52	49	47	42	45	38
ペットボトル	38	50	60	59	59	60	61	61	65	60
有害ごみ	11	11	11	11	12	11	10	10	10	10
資源物	紙・布	108	94	100	123	100	113	110	123	110
	剪定枝（リサイクル）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
剪定枝（焼却）	2	3	5	2	11	4	3	4	7	194
合計	6,921	6,913	6,953	6,990	7,013	6,899	6,580	6,273	6,016	6,220

※端数処理、四捨五入の都合で合計が合わない場合があります。

【表5-2 ごみ排出量の推移（事業系）】

(単位：t)

年度 分別	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
燃えるごみ	2,089	2,093	2,156	2,088	1,872	1,871	1,918	1,863	1,839	1,829
不燃ごみ	0	0	2	1	1	0	5	7	2	11
大型ごみ	5	1	0	6	3	8	2	3	3	13
プラスチック製容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
びん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ペットボトル	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0
有害ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源物	紙・布	0	5	0	0	0	0	2	0	1
	剪定枝（リサイクル）	592	604	602	609	590	796	653	602	299
剪定枝（焼却）	45	48	81	93	73	80	48	24	61	118
合計	2,734	2,754	2,842	2,797	2,539	2,599	2,769	2,553	2,506	2,271

※端数処理、四捨五入の都合で合計が合わない場合があります。

【表５－３ ごみ排出量の推移（家庭系＋事業系）】

（単位：t）

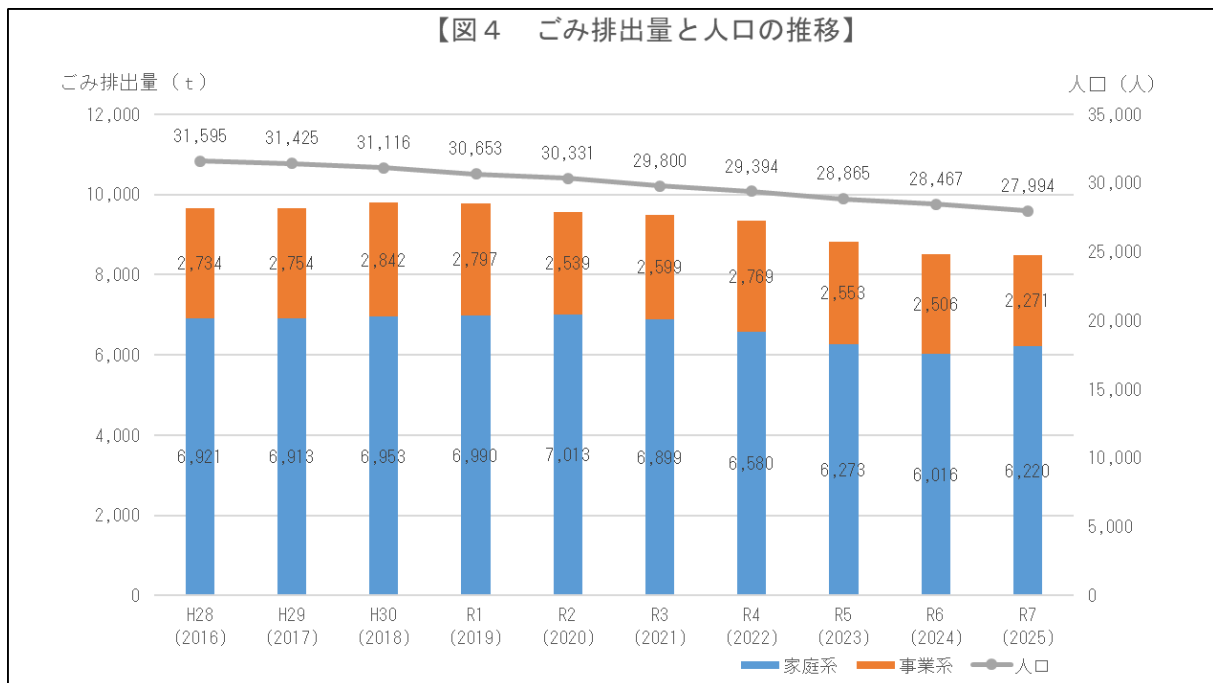
年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
燃えるごみ	7,801	7,804	7,784	7,749	7,510	7,426	7,244	6,925	6,741	6,737
不燃ごみ	287	255	305	317	334	288	264	235	208	229
大型ごみ	267	305	375	362	383	407	358	362	308	328
プラスチック製容器包装	259	248	244	243	252	250	245	231	226	228
びん	195	188	179	173	177	169	162	151	142	134
カン	48	48	48	47	52	49	47	42	45	38
ペットボトル	41	53	60	59	59	60	61	61	65	61
有害ごみ	11	11	11	11	12	11	10	10	10	10
資源物	紙・布	108	99	100	123	100	113	110	125	116
	剪定枝（リサイクル）	592	604	602	609	590	640	653	602	299
剪定枝（焼却）	47	52	87	95	84	84	51	29	68	312
合計	9,655	9,667	9,795	9,788	9,552	9,498	9,349	8,825	8,523	8,491

※端数処理、四捨五入の都合で合計が合わない場合があります。

2) ごみ排出量と人口の推移の比較

ごみ排出量と人口の推移を比較すると、次の図４のとおりとなります。

前計画期間１０年間の人口増減率は△１１．９％で、ごみ排出量の増減率（△１２．１％）がやや上回る結果となっています。



(2) 再資源化の実績

1) 再生資源集団回収の取組み

再生資源集団回収の取組みは、町内の自治会や子供会等の地域団体が主体となり、新聞、雑誌、ダンボール等の古紙、古布、アルミ缶等の回収に取り組み、回収量に応じ町から各団体へ奨励金（8円/kg）を交付しています。

団体数に大きな増減はありませんが、回収量については前計画期間中の10年間で約43.7%減少しています。品目別では新聞△61.1%、雑誌△33.4%と大幅に減少しています。

原因としてはインターネット環境の普及やデジタル化の進展により、紙媒体での購読数が減少しているものと考えられます。

【表6 再生資源集団回収の実績】

(単位：t)

区分	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
実施団体数	40	41	41	40	39	38	38	38	39	39
新聞	741	692	647	576	467	465	400	352	317	288
雑誌	296	277	280	265	260	266	233	211	216	197
ダンボール	238	240	249	220	238	254	224	207	210	222
布類	88	88	87	90	59	75	72	68	70	71
アルミ類	37	32	31	30	35	35	31	28	30	27
その他	35	25	8	5	5	3	2	2	2	2
合計	1,434	1,356	1,302	1,186	1,064	1,099	961	868	843	807

※端数処理、四捨五入の都合で合計が合わない場合があります。

2) 再資源化（リサイクル率）の実績

町で資源物として回収している古紙・布類は、町独自の引取り業者へ引き渡し、再資源化を図っています。また、剪定枝については通常の収集のほか、町クリーンセンターへ直接搬入された物と合わせてバーク堆肥として再資源化しています。

国崎クリーンセンターへ搬入したプラスチック製容器包装等については、同センターを通じて引取り業者等へ引き渡し、再資源化を図っています。

【表7 リサイクル率の実績】

(単位：t)

区分		H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
町	剪定枝	452	508	547	420	495	387	497	423	801	438
	古紙・布	118	95	103	109	116	115	119	131	116	109
国 崎 C C	プラスチック製容器包装	245	233	229	227	232	237	238	211	214	220
	びん	202	201	191	181	186	180	168	159	143	139
	カン	44	48	50	48	48	46	45	62	43	40
	ペットボトル	40	48	58	58	56	55	55	54	57	55
	大型ごみ	95	88	164	105	108	93	75	140	56	67
①資源化量		1,195	1,220	1,342	1,147	1,242	1,112	1,196	1,180	1,430	1,069
②再生資源集団回収量		1,434	1,356	1,302	1,186	1,064	1,099	961	868	843	807
③総収集量（家庭＋事業）		9,655	9,667	9,795	9,788	9,552	9,498	9,349	8,825	8,523	8,491
リサイクル率 （①+②÷③）		23.71	23.37	23.83	21.26	21.72	20.86	20.92	21.13	24.27	20.18

※端数処理、四捨五入の都合で合計が合わない場合があります。

(3) 総排出ごみ量（再生資源集団回収量を含む）

再生資源集団回収量を含めた総排出ごみ量は、次のとおりとなりました。

【表8 総排出ごみ量の推移】

(単位：t)

年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
燃えるごみ	7,801	7,804	7,784	7,749	7,510	7,426	7,244	6,925	6,741	6,737
不燃ごみ	287	255	305	317	334	288	264	235	208	229
大型ごみ	267	305	375	362	383	407	358	362	308	328
プラスチック製容器包装	259	248	244	243	252	250	245	231	226	228
びん	195	188	179	173	177	169	162	151	142	134
カン	48	48	48	47	52	49	47	42	45	38
ペットボトル	41	53	60	59	59	60	61	61	65	61
有害ごみ	11	11	11	11	12	11	10	10	10	10
資源物	紙・布	108	99	100	123	100	113	125	110	116
	剪定枝（リサイクル）	592	604	602	609	590	640	653	602	299
剪定枝（焼却）	47	52	87	95	84	84	51	29	68	312
再生資源集団回収量	1,434	1,356	1,302	1,186	1,064	1,099	961	868	843	807
総排出ごみ量	11,089	11,023	11,097	10,974	10,616	10,597	10,310	9,693	9,366	9,298



写真3：バーク堆肥製造の様子（破砕機に剪定枝を投入しているところ）

3. 前計画の目標達成状況

前計画ではごみ減量化と再資源化の観点から2点の目標を掲げており、それぞれの達成状況については以下のとおりとなりました。

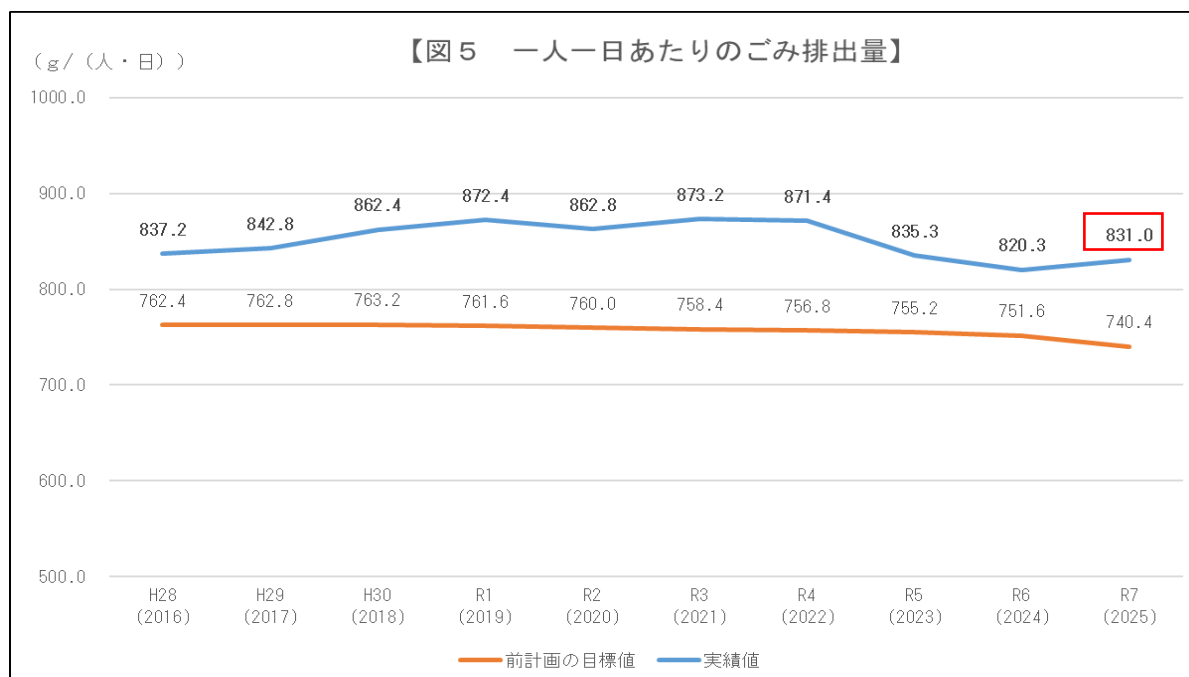
(1) 一人一日あたりのごみ排出量

前計画ではごみ減量化の目標として「一人一日あたりのごみ排出量」を、平成26（2014）年度実績の約842gから、令和7（2025）年度には約12%削減し740gとすることを目標としていましたが、結果は図5のとおり「831g」で未達成となりました。

町全体のごみ排出量（表5-3）では、10年間で△12.1%と減少しているように見えるのですが、これは単に人口減少に比例したものと見ており、一人一日あたりのごみ排出量（図5）では、計画期間の前半から中盤にかけて増加傾向が強く、令和5（2023）年度以降にようやく基準年度を下回るようになりましたが、令和7（2025）年度は再び増加しています。

これは、ごみ種全体でも、全体の約80%を占める燃えるごみだけを見ても同じ傾向にあり、ごみを減らすには「燃えるごみの削減」が欠かせないと言えます。

燃えるごみ以外では、プラスチック製容器包装、カン、ペットボトル等、再資源化を目的にしている物も一律には減少しておらず、特にペットボトルはほとんど毎年増加しています。ペットボトルを使用した商品が増えていることや、排出時の分別の徹底を繰り返し呼びかけている効果の表れとも見ていますが、このような状況ではリサイクル率は上がっても、ごみ排出量の削減にはつながらないと捉えています。



(2) リサイクル率

前計画における再資源化の目標は、令和7（2025）年度に「リサイクル率23%」を目指していましたが、実績（表7）では約20.2%で未達成となりました。

その要因は、再生資源集団回収の実績（表6）で、回収量が10年間で43.7%減少、品目別では新聞と雑誌が大幅に減少しており、インターネット環境の普及やデジタル化の進展により紙

媒体が減少し、情報を得る手段の変化が影響していると考えられます。紙類でもダンボールの回収量に大きな増減はなく、インターネット通販の利用増加が影響していると考えられます。

これらのことからリサイクル率の実績（表 7）は、再生資源集団回収量に大きな変動がなかった平成 30（2018）年度までは 23%台で、その後は 20～21%台で推移しています。なお、令和 6（2024）年度は 23%を超えていますが、これは町道や公園の維持管理に伴う剪定枝の増加が一時的に影響したものと見ています。

4. ごみ処理体制

（1）収集運搬の方法

本町のごみの収集運搬方法は、家庭系ごみ及び事業系ごみについて、表 9 に示す方法で行っています。

【表 9 分別区分ごとの収集回数、方法・令和 8（2026）年度】

	分別区分（9 種 18 分別）		収集回数	排出形態	収集方法
家庭系ごみ	1	燃えるごみ ①	週 2 回（月・木）	ステーション	直営・委託
	2	ペットボトル ②	2～3 週に 1 回（火）		委託
	3	資源物 ③ 新聞 ④ 雑誌 ⑤ ダンボール ⑥ 紙パック ⑦ 布類 ⑧ 剪定枝	3～4 週に 1 回（火）		委託
	4	有害ごみ ⑨ 一次電池 ⑩ 蛍光灯等 ⑪ 二次電池等	3～4 週に 1 回（火）		直営・委託
	5	カン ⑫	2 週に 1 回（水）		直営・委託
	6	不燃ごみ ⑬	2 週に 1 回（水）		直営・委託
	7	プラスチック製容器包装 ⑭	週 1 回（金）		直営・委託
	8	びん ⑮ 無色 ⑯ 茶色 ⑰ その他	2 週に 1 回		委託
	9	大型ごみ ⑱	地域毎に週 1 回	戸別	直営
	事業系ごみ		随時		許可業者・直接搬入

※高齢者で自らごみステーションへのごみ出しが困難な世帯等を対象とした「ふれあい収集」は、上表の家庭系ごみ（大型ごみを除く）を対象に実施しています。（事前申請制、面談調査を経て対象者を決定。戸別収集。）

※片付け等に伴い発生する大量ごみの収集は、「臨時ごみ収集」として上表とは別に毎週火・水・金曜日の午後実施しています。（事前申込制、有料の戸別収集。）

(2) 中間処理の状況

本町で発生したごみ（資源物は除く）は、国崎クリーンセンターへ搬入し焼却、破碎、選別、圧縮梱包等の処理を行っています。

資源物の内、古紙・古布類については町クリーンセンターへ搬入後、直接引取業者へ引き渡し再資源化しています。剪定枝については町クリーンセンターへ搬入し、重機による破碎・チップ化し発酵させたものをバーク堆肥として再資源化しています。

【表 10-1 国崎クリーンセンター・施設概要】

施設の名称	国崎クリーンセンター
施設の種類	一般廃棄物処理施設
施設の所在地	川西市国崎字小路13番地
敷地面積	約33.4ha
焼却施設棟	延床面積約12,468㎡
	鉄筋コンクリート造 ＋鉄骨造（地下1階・地上4階）
リサイクル プラザ棟	延床面積約9,372㎡
	鉄筋コンクリート造＋鉄骨鉄筋コンクリート造 ＋鉄骨造（地上4階）
管理棟	延床面積約1,677㎡
	鉄筋コンクリート造（地上3階）
煙突	高さ59m
竣工	平成21(2009)年3月

【表 10-2 国崎クリーンセンター・処理方式等】

ごみ焼却炉	処理方式	全連続ストーカ式焼却炉
	炉数	2炉
	処理能力	235 t / 日（117.5 t / 日 × 2炉）
	ガス冷却設備	廃熱ボイラ式
	通風設備	平衡通風式
	受入供給設備	ピット&クレーン方式（全自動、半自動、手動）
	排ガス処理設備	ろ過式集塵機、湿式有害ガス除去装置、活性炭吸着塔、触媒反応塔
	余熱利用設備	蒸気タービン発電設備、給湯等
灰溶融炉 ※R9(2027).1停止予定	処理方法	表面溶融式灰溶融炉
	処理能力	26 t / 日 × 2炉（交互運転）
リサイクルプラザ	処理能力	84 t / 5h ・不燃粗大破碎処理（29 t / 5h） ・可燃粗大破碎処理（34 t / 5h） ・缶類処理（6 t / 5h） ・プラスチック製容器包装処理（13 t / 5h） ・ペットボトル処理（2 t / 5h）

※猪名川上流広域ごみ処理施設組合HPより（令和8(2026)年3月末現在）

(3) 最終処分

焼却灰や再生利用ができないもの（陶磁器類など）については、国崎クリーンセンターから大阪湾広域臨海環境整備センター処分場（大阪湾フェニックス）へ搬入、埋め立て処分されており、近年の処分量の推移は次のとおりとなっています。

【表 1 1 最終処分量】

(単位：t)

年度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
処分量	154.0	181.0	169.0	171.0	171.0	165.5	144.6

5. ごみ処理の評価

「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）を用い、本町のごみ処理を人口規模や産業構造が類似する全国の自治体と比較評価を行います。

比較評価に用いる数値は、令和 7（2025）年度一般廃棄物処理事業実態調査に基づくものであり、比較する都市は、総務省が定める類似団体別市町村財政指数票の類型に準拠します。

評価項目は、①人口一人一日当たりごみ総排出量、②廃棄物からの資源回収率、③廃棄物のうち最終処分される割合、④人口一人当たり年間処理経費、⑤最終処分減量に要する費用の 5 項目とします。

【表 1 2 - 1 類型都市の概要（類似市町村数：60）】

都市形態	町村	
人口区分	自己設定	20,000人以上30,000人未満
産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%以上、Ⅲ次人口比55%以上

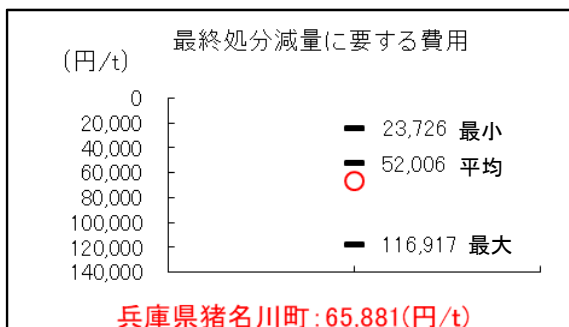
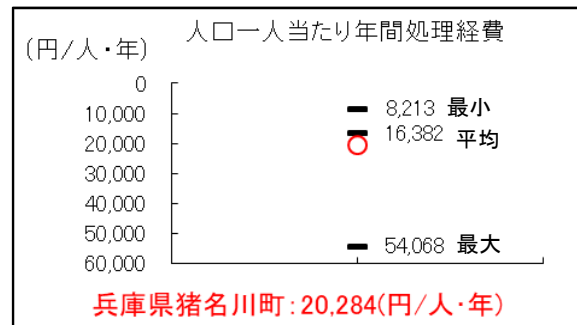
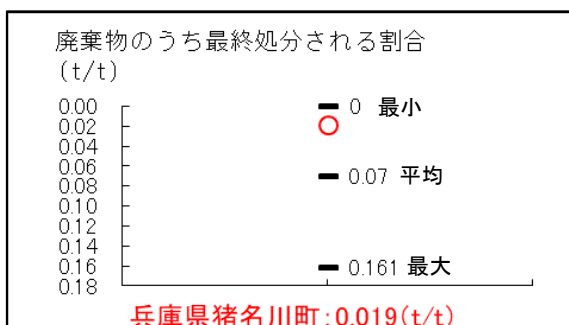
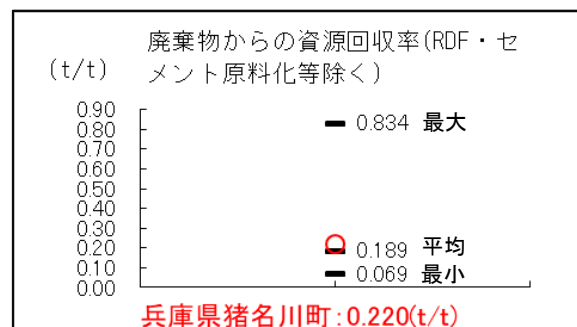
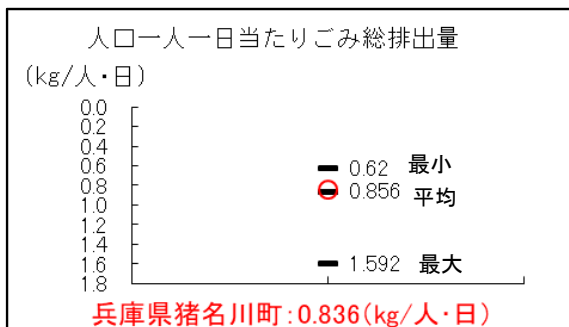
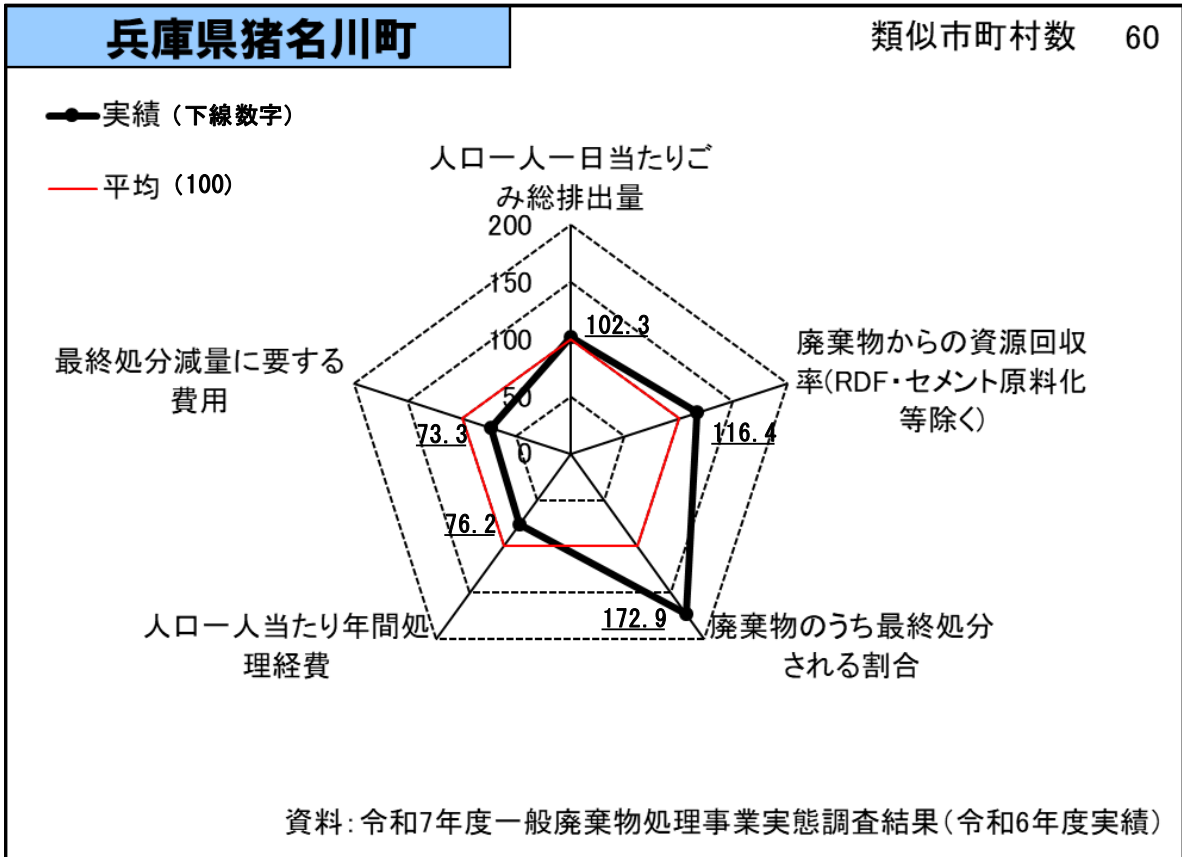
【表 1 2 - 2 評価支援ツールを用いた類似都市との比較】

評価の指標・令和 6（2024）年度実績

	① 一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	② 廃棄物からの 資源回収率 (t/t)	③ 最終処分 される割合 (t/t)	④ 一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	⑤ 最終処分減量 に要する費用 (円/t)
猪名川町	0.836	0.220	0.019	20,284	65,881
平均	0.856	0.189	0.070	16,382	52,006
最大	1.592	0.834	0.161	54,068	116,917
最小	0.620	0.069	0.000	8,213	23,726
指数値※	102.3	116.4	172.9	76.2	73.3

※指数値は、平均値を「100」として基準化し、自組織の値が平均に対し優れているか劣っているかを表しており、自組織の指数値が100を超えるほど優れている（望ましい）状態で、下回るほど劣っている（望ましくない）状態であると言えます。

【図 6 分析結果】



※赤丸は本町の値を示しています。

6. 課題の抽出

(1) 排出抑制、再資源化に関する課題

ごみ排出量（家庭系ごみ及び事業系ごみ）について、年度ごとの推移を見ると増減を繰り返しながらも全体的に減少してきていますが、人口も概ね同じような比率で推移（減少）しており、人口に比例した自然減少が主な要因と考えられます。

家庭系ごみと事業系ごみの比率は、年度によってやや差があるものの、概ね 7 対 3 の割合で家庭系ごみが占める割合が大きくなっています。町内の事業所数は、令和 3（2021）年度の大型物流施設の開業以降、現時点では町南部で大規模小売店舗の出店計画がありますが、町域の大半が市街化調整区域であることもあり、今後、事業所数が増加する要因は少ない見込みです。そのため、ごみ減量化と再資源化の取組みを進めるうえでは、家庭系ごみへの取組みが中心となりますが、これまで事業系ごみ削減の取組みはあまり行われてこなかったことから、今後は家庭系ごみだけではなく、事業系ごみについても取組み強化が必要となります。

循環型社会の形成推進、更なるごみ減量化と再資源化の推進に向けては、「3R」の考え方を基本としますが、前計画に基づくこれまでの取組みでは、ごみ分別の徹底や再生資源集団回収の推進など「R e c y c l e」（リサイクル：再資源化）に関する取組みが中心となっていました。

そのため本計画に基づく今後の取組みは、「R e d u c e」（リデュース：排出抑制）と「R e u s e」（リユース：再使用）に、これまで以上に力を入れ取り組むことが重要となってきます。

リデュースとリユースは、ごみの発生前段階での取組みであり、例えば食事に関すること（材料の買い出し、調理等）では、一人一人の意識次第でごみの減量につながる行動がたくさんあります。「食品ロス削減」は近年全国的に大きな問題となっており、本町でも取組みの強化が必要です。

リサイクルについては、再生資源集団回収の取扱量が減少していますが、回収量に応じて奨励金の対象となり住民活動の支援になる活動であることから、新規団体の参加や既存団体の取組み強化について呼びかけが必要です。

「ごみ減量と再資源化推進」の啓発については、若い世代からの取組みが大切で、新たな試みとして、小中学生を対象としたごみに関する学習の機会を設けることも検討します。

(2) 収集運搬に関する課題

現在、ごみの収集運搬は本章 4-（1）「収集運搬の方法」に示すとおり、家庭系ごみは直営と委託業者、事業系ごみは許可業者が行っています。

ごみの分別区分は、平成 21（2009）年度に大型ごみを有料化してから大きな変更はありませんが、最近では分別の不徹底や、危険物・発火危険性のあるものの混入による作業中の事故や火災の発生が大きな問題となっており、それらを防止する目的で、令和 8（2026）年 4 月からはごみ袋の色を“無色透明又は白色半透明”に限定、また“リチウムイオン電池”等を新たに「有害ごみ」として収集することとしました。

ごみの出し方や分別のルールについては収集現場で尋ねられることもありますので、このような機会も有効に使い住民への啓発に努めてまいります。

現在のごみ分別区分や収集スケジュールについて、行財政改革の観点から更なる効率化を図れないか検討が必要です。

収集作業員の体制（直営と委託の関係）について、人件費や資材価格の高騰が著しい昨今、どのように維持していくことが望ましいのか検討が必要です。

収集用車両や作業用の重機について、昨今は購入価格の高騰に加え、発注から納車まで約2年の長期間を要す状況です。収集業務やパーク堆肥製造等の事業を安定的に行うため、日ごろの維持管理徹底により故障等発生の予防に努めるとともに、計画的な更新が必要です。

「ふれあい収集」については、高齢化の進行により今後益々対象者（希望者）の増加が予想されますので、現行通り直営を基本としつつ、対象者増加に対応できる体制が必要です。

（３）中間処理に関する課題

平成12（2000）年8月に川西市、猪名川町、豊能町、能勢町の1市3町で構成する一部事務組合「猪名川上流広域ごみ処理施設組合」が設立され、平成21（2009）年4月から1市3町による広域処理が始まりました。以降は同組合が管理運営する国崎クリーンセンターにおいて焼却、資源化等の処理を行っており、令和8（2026）年度からは基幹的設備改良工事に着手し施設の延命化・長寿命化を図っています。

今後も構成市町及び同組合と連携し、効率的で安定的な処理、管理運営を維持していく必要があります。

（４）最終処分に関する課題

中間処理により発生する焼却残渣や処理残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）処分場で埋立処分しています。

大阪湾フェニックスセンターは、長期的に安定して廃棄物を処理するため、大阪湾フェニックス計画に基づき事業が行われています。

循環型社会形成推進の取り組みが進む半面、廃棄物量は減少傾向にある等、同センターでは当初描いていた計画から経営方針を見直す必要性が生じる等、状況の変化があります。

今後も安定的に埋め立て処分が行われるよう、引き続き最終処分量の削減に努めるとともに、同センターの事業への協力が必要となります。

第4章 ごみ排出量・処理量の将来予測

1. 人口の将来予測

本計画の上位計画となる第六次猪名川町総合計画では、令和11（2029）年時点の目標人口を28,000人と定めていますが、実際には令和7（2025）年度末時点で既に下回っています。

そのためここでは国立社会保障・人口問題研究所が公表する令和5（2023）年度推計値を採用し、下表のとおり計画期間中の人口推移を予測しています。

【表13 本町人口の将来予測】

年度	人口（人）	備考
H28(2016)	31,595	○前計画期間の実績値 （各年度末現在の人口）
H29(2017)	31,425	
H30(2018)	31,116	
R1(2019)	30,653	
R2(2020)	30,331	
R3(2021)	29,800	
R4(2022)	29,394	
R5(2023)	28,865	
R6(2024)	28,467	
R7(2025)	27,994	
R8(2026)	27,647	○将来予測 本計画策定年度のR8(2026)は、R7(2025)実績値に前計画期間中の年度間増減率の平均値を乗じ算出しています。 以降は国立社会保障・人口問題研究所による令和5(2023)年度推計からR12(2030)、R17(2035)、R22(2040)の推計値を採用し、各年度間については平均的に推移するよう増減値を割り振り算出しています。
R9(2027)	27,602	
R10(2028)	27,556	
R11(2029)	27,511	
R12(2030)	27,465	
R13(2031)	27,218	
R14(2032)	26,971	
R15(2033)	26,724	
R16(2034)	26,476	
R17(2035)	26,228	
R18(2036)	25,968	

2. ごみ排出量の将来予測

(1) ごみ排出量原単位

ごみ排出量の将来予測を行うため、過去10年間のごみ種別一人一日あたりのごみ排出量を算出し、過去の増減傾向やごみ分別・ごみ出しルールの変更（今後予定されているものを含む）等を考慮し原単位を下表のとおり算定しました。

今後、分別等の意識が浸透していくことで、微増減を繰り返しながらも全体的には緩やかに減少していくと見込んでいます。

（変化要因の例）

- ・令和8（2026）年4月～ごみ袋の色を指定（無色透明又は白色半透明）。リチウムイオン電池等を「有害ごみ」として収集開始。
- ・令和12（2030）年～（予定）製品プラスチックの分別収集開始。
- ・高齢化の進行により片付けごみ（大型ごみ）の排出量増加。

【表14-1 ごみ排出量（原単位）の実績と将来予測】

（単位：g）

年度	家 庭 ご み					事業系 ごみ	集団 回収
	燃える ごみ	不燃 ごみ	大型 ごみ	資源 ごみ※	合計		
H28(2016)	495.5	24.8	22.7	57.1	600.1	237.1	124.3
H29(2017)	498.3	22.2	26.5	55.8	602.8	240.1	118.2
H30(2018)	496.0	26.7	33.0	56.4	612.1	250.2	114.6
R1(2019)	504.9	28.2	31.7	58.4	623.2	249.3	105.7
R2(2020)	510.3	30.1	34.4	58.8	633.6	229.3	96.1
R3(2021)	511.1	26.5	36.7	59.9	634.2	238.9	101.0
R4(2022)	496.7	24.1	33.2	59.3	613.3	258.1	89.6
R5(2023)	479.4	21.6	34.0	58.7	593.7	241.7	82.2
R6(2024)	472.5	19.8	29.4	57.4	579.1	241.2	81.1
R7(2025)	499.3	21.3	30.8	57.3	608.7	222.3	79.0
R8(2026)	490.0	20.5	31.0	60.0	601.5	220.0	78.5
R9(2027)	485.0	20.0	31.5	60.5	597.0	218.0	78.0
R10(2028)	480.0	20.2	32.0	61.0	593.2	215.0	77.5
R11(2029)	483.0	20.5	32.2	61.3	597.0	213.0	77.0
R12(2030)	475.0	20.5	32.5	65.0	593.0	212.0	76.5
R13(2031)	472.0	20.2	32.8	65.5	590.5	211.0	76.0
R14(2032)	475.0	20.0	33.0	66.0	594.0	211.5	75.5
R15(2033)	478.0	20.2	32.8	66.0	597.0	211.0	75.0
R16(2034)	475.0	20.5	32.5	65.5	593.5	210.5	74.5
R17(2035)	471.0	20.3	32.2	65.0	588.5	212.0	74.0
R18(2036)	473.0	20.0	32.0	65.0	590.0	215.0	73.5

※資源ごみ＝プラスチック製容器包装、びん、カン、ペットボトル、有害ごみ

（電池類、蛍光灯等）、古紙・古布類。

- ・事業系ごみは大半が燃えるごみのため一括して計上しています。

(2) ごみ排出量

(1) で算出した原単位に将来予測人口を乗じ、年度ごとのごみ排出量を算出しました。

【表 1 4 - 2 ごみ排出量の実績と将来予測（年間）】

(単位：t)

年度	家 庭 ご み					事業系 ごみ	集団 回収
	燃える ごみ	不燃 ごみ	大型 ごみ	資源 ごみ	合計		
H28(2016)	5,714	286	262	659	6,921	2,734	1,434
H29(2017)	5,715	255	304	640	6,913	2,754	1,356
H30(2018)	5,633	303	375	641	6,953	2,842	1,302
R1(2019)	5,664	316	356	655	6,990	2,797	1,186
R2(2020)	5,649	333	381	651	7,013	2,539	1,064
R3(2021)	5,559	288	399	652	6,899	2,599	1,099
R4(2022)	5,329	259	356	636	6,580	2,769	961
R5(2023)	5,065	228	359	620	6,273	2,553	868
R6(2024)	4,909	206	305	596	6,016	2,506	843
R7(2025)	5,102	218	315	585	6,220	2,271	807
R8(2026)	4,945	207	313	605	6,070	2,220	792
R9(2027)	4,900	202	318	611	6,031	2,202	788
R10(2028)	4,828	203	322	614	5,967	2,162	779
R11(2029)	4,850	206	323	616	5,995	2,139	773
R12(2030)	4,762	206	326	652	5,946	2,125	767
R13(2031)	4,702	201	327	652	5,882	2,102	757
R14(2032)	4,676	197	325	650	5,848	2,082	743
R15(2033)	4,663	197	320	644	5,824	2,058	732
R16(2034)	4,590	198	314	633	5,735	2,034	720
R17(2035)	4,521	195	309	624	5,649	2,035	710
R18(2036)	4,483	190	303	616	5,592	2,038	697

※端数処理、四捨五入の都合で合計が合わない場合があります。

第5章 ごみ処理基本計画

1. 基本理念

現代社会において、私たちは生活の豊かさを快適性や利便性、効率性の向上に求めてきましたが、こうした行動は大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の定着につながってきました。豊かさの追求により社会には物があふれ、その材質や性質も多様化し、ごみ排出量の増加や処理の複雑化を招いています。さらに、地球温暖化の進行や天然資源の枯渇など、環境への負荷が日々増大するという問題に発展しています。

こうした課題を解決するためには、私たち一人ひとりが環境との関わりを意識し、物質的な豊かさのみを追求するのではなく、環境にやさしいライフスタイルへの転換が求められます。そのためには行政だけではなく、住民や事業者も一体となり、発生抑制（リデュース）や資源の有効活用に向けた取り組みを進めなければならない、特に昨今全国的な問題となっている「食品ロスの削減」や「プラスチックの資源循環」の推進は、欠かせないテーマとなっています。

近年、本町では人口減少傾向に伴い年間のごみ総排出量は減少していますが、住民一人一日当たりの排出量で見ると、やや減少傾向にあるものの大きな変化は現れておらず、さらなる意識改革と行動変容が求められています。そのため、本計画においても引き続き、住民、事業者、行政が一体となり、前述の重点テーマをはじめあらゆる視点から「ごみの減量と再資源化」に取り組みます。

また、本町は令和5（2023）年2月に「猪名川町ゼロカーボン宣言」を表明し、「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」との目標を掲げていることから、今後の取り組みを進めるうえでは、「猪名川町地球温暖化対策実行計画」との整合を図り、気候変動への対応（脱炭素の実現）や資源の有効活用という視点を持ちながら、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、将来にわたり持続可能な「循環型社会」の構築を目指します。

2. 基本方針

基本理念の実現に向け、次の4つの基本方針を定め施策を展開します。

- | | |
|--------|---------------------|
| ●基本方針1 | 3Rの推進 |
| ●基本方針2 | 住民・事業者・行政の協働による取り組み |
| ●基本方針3 | 安全で安定的なごみ処理体制の構築 |
| ●基本方針4 | 環境に配慮した収集処理体制 |

基本方針1 3Rの推進

ごみの減量と再資源化を図るうえで、これまでどおり「3R（Reduce・Reuse・Recycle）」の考え方を基本として取り組みます。特に、ごみが発生する前段階での取り組みとなるよう、これまで以上に“Reduce”と“Reuse”の意識が高まるよう施策を進めてまいります。

- | | |
|----------|-----------------------------|
| ①Reduce | 発生抑制（そもそもごみを出さない、増やさない） |
| ②Reuse | 再利用（繰り返し使う、不要なものも必要としている人へ） |
| ③Recycle | 再生使用（資源として再利用できるよう分別する） |

基本方針 2 住民・事業者・行政の協働による取組み

住民、事業者、行政がそれぞれの立場と役割を理解、共有し、お互いの協働によりそれぞれの立場から施策に取り組み、循環型社会の構築を目指します。

基本方針 3 安全で安定的なごみ処理体制の構築

ごみ分別は従来の区分を基本とし、法改正等に伴い変更が必要となる場合は猪名川上流広域ごみ処理施設組合及び構成市町と協議し必要な変更を行います。また、排出者である住民が混乱せずスムーズに移行できるよう必要な周知、啓発を行います。

ごみ収集スケジュールや収集体制について、行財政改革の視点から、現行よりも効率的、安定的な体制とできないか引き続き検討してまいります。

令和 4（2022）年度から町南部・大規模開発団地の自治会を対象に行った「ごみ当番の負担軽減」の取組みについて、令和 7（2025）年度に一旦導入作業を終えましたが、新用具の使い方やごみ出しマナーに関すること等、引き続きフォローを行ってまいります。

ふれあい収集については、福祉的性質を有し個人情報に触れる機会が多いことから直営体制を維持し、今後想定される対象者の増加にも対応できるよう努めます。

事業系一般廃棄物については、今後の事業所数とごみ排出量の推移を見ながら適正な収集運搬体制の維持に努めます。

災害廃棄物対策について、発災時に迅速かつ適正に対応できるよう災害時におけるごみの出し方や仮置き場の設置について検討し、平常時から住民へ周知できるよう努めます。

以上のことを踏まえ、収集作業中の事故や火災の発生を防止し、安全で安定したごみ収集体制の構築に努めてまいります。

基本方針 4 環境に配慮した収集処理体制

ごみ収集や焼却等の処理は二酸化炭素の排出等、地球温暖化につながることに留意し、猪名川町地球温暖化対策実行計画との整合を図りながら、環境負荷の低減や資源の有効活用の視点を持ち「ごみ減量と再資源化の推進」に努めてまいります。

3. 減量と再資源化の計画

(1) 計画の目標

本計画では、前計画の目標が未達成となったことも踏まえ目標値を定めます。

新たな目標は前計画と同様に、減量の目標として「一人一日あたりごみ排出量」と、再資源化の目標として「リサイクル率」を、それぞれ次のとおり定めることとします。

【減量の目標】 一人一日あたりのごみ排出量を740g以下に減量する

【再資源化の目標】 リサイクル率 20%

減量の目標は、前計画で未達成であったことと、将来予測（表14-1）でもそこまでの減量が見込めないことから、再び同じ値を目標値として定めます。

再資源化の目標は、過去の実績（表7）から再生資源集団回収量の減少が著しく、回収量の回復は困難な事由（デジタル化の進展に伴う紙媒体の減少）が要因と見込まれるため、前計画から下方修正しています。

これらの目標は、計画期間の最終年度における達成を目指すのではなく、毎年度の目標として取り組みます。また、年度ごとの進捗確認や中間年度には見直しを行い、達成状況に応じて適宜目標の見直しを行います。

(2) 目標達成のための行動

目標達成を目指し、3Rの考え方に基づく行動に、住民・事業者・行政がそれぞれの立場で取り組みます。下表に具体的な行動例を示します。

【表15 3Rの実践行動】

3 R	具体的行動	行 政	住 民	事業者
R e d u c e (リデュース) 資源の消費、ごみの発生を元から抑える	①生ごみの水切りを徹底する	●	●	
	②食品の適量購入等、食品ロス対策	●	●	
	③マイバッグ、マイボトル等を使用する	●	●	●
	④過剰包装は断る	●	●	●
	⑤詰め替え式商品を選ぶ	●	●	●
	⑥長期使用製品の使用推進	●	●	
R e u s e (リユース) 繰り返し使うことで、ごみを減らす	①リターナブル容器（びんなど）の製品を選ぶ	●	●	●
	②フリーマーケット等の活用	●	●	
	③手入れや修理をし、長く大切に使う	●	●	
	④町と連携するリユース事業者等の活用	●	●	
R e c y c l e (リサイクル) 資源として再利用することで、ごみを減らす	①分別の徹底	●	●	●
	②再生資源集団回収の取り組み推進	●	●	
	③町と連携するリサイクル事業者等の活用	●	●	
	④廃食用油の拠点回収の推進	●	●	
	⑤パーク堆肥製造事業の継続	●	●	

R e d u c e : 資源の消費、ごみの発生を元から抑える

①生ごみの水切りを徹底する

- 《住 民》 生ごみを捨てる時は「もうひとしぼり」の意識を持ち実践する。
- 《行 政》 町ホームページや広報誌、公式SNSを使って「生ごみの水切り徹底」を繰り返し周知する。

②食品の適量購入等、食品ロス対策

- 《住 民》 次のような「食品ロス削減」につながる行動を意識し取り組む。
- ・買い物に行く前に冷蔵庫の中身を確認する等、計画的な買い物を心がける。
 - ・並べられた商品は手前から取る。
 - ・食事は作りすぎない。
 - ・野菜の皮や芯など、過剰に除去しない。
 - ・食事は残さずに食べる。外食では3010運動を心がける。
- 《行 政》 食品ロス削減につながる行動例を整理し、町HP等で紹介、広報紙やSNSを通じ広く繰り返し啓発する。

③マイバッグ、マイボトル等を使用する

- 《住 民》 買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋を受け取らない。飲料はマイボトルで携行し、ペットボトル・缶・びんなどの飲料容器ごみを増やさない。
- 《事業者》 行政と連携し、客（住民）に対しレジ袋削減やマイバック持参を呼びかける。
- 《行 政》 レジ袋や飲料容器ごみの発生抑制につながるよう、事業者と連携し住民に呼びかける。

④過剰包装は断る

- 《住 民》 不要な包装は断る、簡易な包装で済ませてもらう等の行動を心がける。
- 《事業者》 マイバッグ持参と合わせ、簡易包装での販売を実施し過剰包装の削減に努める。
- 《行 政》 住民に対し過剰な包装は断る、簡易包装で済ませるよう呼びかける。

⑤詰め替え式商品を選ぶ

- 《住 民》 シャンプーや洗剤等、詰め替え式商品を選んで購入するよう努める。
- 《事業者》 詰め替え式商品の販売、利用促進を客（住民）に呼びかける。
- 《行 政》 住民に対しては購入時に詰め替え式商品の選択を、事業者に対しては詰め替え式商品の販売を呼びかけ容器ごみの削減につながるよう努める。

⑥長期使用製品の使用推進

- 《住 民》 商品を購入する時は、壊れにくい、修理ができる、飽きが来ない等長期間使用できる物を選び大切に使用する。
- 《行 政》 住民に対し、商品を購入する際には経済性や流行だけで判断するのではなく、定番の物や修理して長く使える物か等も考慮するよう呼びかける。

Re use : 繰り返し使うことで、ごみを減らす

①リターナブル容器（びんなど）の製品を選ぶ

- 《住 民》 リターナブルびんの使用後の返却に努める。
- 《事業者》 リターナブルびんの回収に努める。
- 《行 政》 住民へリターナブルびんの使用後の返却を、事業者へは回収を呼び掛ける。

②フリーマーケット等の活用

- 《住 民》 フリーマーケットやインターネット上のフリマアプリを利用する等し、自分にとっての不用品を、必要とする人の手に届けられるような行動に取り組む。
- 《行 政》 毎年いながわまつりで行う「リユース・リサイクル品のフリーマーケット」や、国崎クリーンセンターで行われるフリーマーケットの開催情報を住民に周知し、利用促進に努める。

③手入れや修理をし、長く大切に使う

- 《住 民》 衣類、家具、家電製品などは定番商品や壊れにくい物を選び、修理をしながら長期間使用できるよう努める。
- 《行 政》 住民に対し、物は大切に扱い修理をしながら長く使うよう呼びかける。

④町と連携するリユース事業者等の活用

- 《住 民》 不用品を捨てる前に、町と連携協定を締結しているリユース事業者や、街のリユースショップなどを活用し、ごみになるものを減らすよう心掛ける。
- 《行 政》 リユース事業者等の情報を整理し、住民に対し利用を呼びかける。

Recycle : 資源として再利用することで、ごみを減らす

①分別の徹底

- 《住 民》 ごみ排出時に、分別ルール of 徹底に努める。
- 《事業者》 //
- 《行 政》 びん、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、資源物（古紙、古布、剪定枝）、有害ごみの分別収集を引き続き徹底する。きちんと分別されることで再資源化できることを住民に周知し、分別への更なる協力を呼び掛ける。

②再生資源集団回収の取組み推進

- 《住 民》 古紙・古布類等は行政回収に出すのではなく、できるだけ自治会等で行う集団回収の方に出すよう心がける。
- 《行 政》 自治会、子供会、老人会等の地域団体に対し、新たな参加を呼び掛ける。既存団体に対しては、行政回収よりも集団回収の利用を多くするよう呼びかける。

③町と連携するリサイクル事業者等の活用

- 《住 民》 パソコンや家電４品目を処分する際に、町と連携協定を締結しているリサイクル事業者や家電量販店等を通じて処分することで、リサイクルの推進に協力する。
- 《行 政》 リサイクル事業者等の情報を整理し、住民に対し利用を呼びかける。

④廃食用油の拠点回収の推進

- 《住 民》 廃食用油の拠点回収に協力する。
- 《行 政》 廃食用油の再資源化推進に向け、拠点回収への協力を住民に呼びかける

⑤パーク堆肥製造事業の継続

- 《住 民》 植木の剪定くずは燃えるごみではなく資源ごみとして排出するよう努める。
- 《行 政》 人員体制を確保し、資機材の適正使用と管理により、引き続きパーク堆肥製造事業に取り組む。

（３）啓発活動の推進

ごみ減量と再資源化を推進するためには、排出者である住民や事業者の理解と協力が欠かせません。そこで、目標達成に向けた各種施策に対し、住民や事業者に積極的に取り組んでいただけるよう、町ホームページや広報誌等を活用して周知・啓発に努めます。

情報の作成に際しては、積極的な協力が得られるよう、ごみ減量や再資源化の目的やそれによって得られる効果、具体的な行動例などをわかりやすく、詳しく表すことを心がけ、繰り返し発信し幅広く周知・啓発に努めてまいります。

【広報手段】

- ・猪名川町ホームページ
- ・猪名川町広報紙「いながわ」
- ・いなぼうネット、町公式LINE等のSNS
- ・広報用ちらし

4. ごみ処理体系

(1) ごみ処理主体

ごみの品目別、処理区分別の処理主体については、下表のとおり現状を継続します。

【表 1 6 ごみの処理主体】

品 目	処理区分・処理主体				
	分別・排出	収集・運搬	中間処理	資源化	最終処分 (埋立て)
燃えるごみ	住民及び事業者	猪名川町（直営・委託）	焼却	一部 一部 国崎クリーンセンター	不燃粗大ごみ処理残渣 焼却残渣 大型ごみ処理残渣 大阪湾広域臨海環境整備センター
不燃ごみ			破 砕		
大型ごみ			選 別		
ペットボトル			国崎クリーンセンター	国崎クリーンセンター	
び ん					
カ ン					
プラスチック製容器包装					
有害ごみ					
資源物 （古紙・古布類）			猪名川町		
剪定枝等					
【集団回収】 新聞・雑誌・ダンボール、布類、アルミ類	住民	直接資源化	住民		

(2) 収集・運搬計画

収集・運搬体制については現行体制を基本に安定性、継続性の確保を図るとともに、昨今の人件費や資材価格等の高騰と言った社会情勢を踏まえ、また行財政改革の観点からもより効率的な収集運搬体制の構築に努めます。

ごみ排出形態については現行どおり「ごみステーション方式」で収集を行うとともに、高齢者世帯等を対象とした「ふれあい収集」を継続し、自らごみ出しすることが困難な方への対応に引き続き取り組みます。

【表 17 本町におけるごみの収集運搬方法・令和 8 (2026) 年度】

	分別区分（9 種18分別）		収集回数	排出形態	収集方法
家庭系ごみ	1	燃えるごみ ①	週 2 回（月・木）	ステーション	直営・委託
	2	ペットボトル ②	2 ～ 3 週に 1 回（火）		委託
	3	資源物 ③ 新聞 ④ 雑誌 ⑤ ダンボール ⑥ 紙パック ⑦ 布類 ⑧ 剪定枝	3 ～ 4 週に 1 回（火）		委託
	4	有害ごみ ⑨ 一次電池 ⑩ 蛍光管等 ⑪ 二次電池等	3 ～ 4 週に 1 回（火）		直営・委託
	5	カン ⑫	2 週に 1 回（水）		直営・委託
	6	不燃ごみ ⑬	2 週に 1 回（水）		直営・委託
	7	プラスチック製容器包装 ⑭	週 1 回（金）		直営・委託
	8	びん ⑮ 無色 ⑯ 茶色 ⑰ その他	2 週に 1 回		委託
	9	大型ごみ ⑱	地域毎に週 1 回	戸別	直営
	事業系ごみ		随時		許可業者・直接搬入

※家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、町が行う収集では扱わず、引き続きメーカー、販売店等及び町と連携協定を締結するリサイクル事業者による回収を案内します。

(3) 中間処理計画

収集したごみの中間処理については現行の方法を継続し、再資源化や適正処理に努めます。

資源物の一部を除き大半を搬入する国崎クリーンセンターでの処理が円滑、適正に行われるよう、猪名川上流広域ごみ処理施設組合による管理運営に協力し、組合及び構成市町と情報共有し

連携強化に努めます。

（４）最終処分計画

最終処分については、引き続き国崎クリーンセンターを通じて大阪湾広域臨海環境整備センター処分場（大阪湾フェニックス）での処分を行います。

大阪湾フェニックス事業については、国民の環境意識向上に伴うごみ減量化の進展により、埋め立て処分量の減少や事業期間の長期化など事業開始当初に比べ情勢が変化し、循環型社会に適応した事業への転換が求められています。

今後の事業計画については大阪湾広域処理場整備促進協議会を中心に検討されており、本町も事業の一員として参画し、長期的な最終処分場の確保に努めます。

５．動物の死体の処理

（１）現状

自然環境豊かな本町では野生動物が多数生息しており、道路上や農地等の私有地において事故等による動物の死体が度々発生します。また、ペット需要の高まりで犬や猫をはじめとして愛玩動物と共に暮らす家庭が増え、亡くなったペットの火葬依頼も多数生じます。

これらの動物の死体（ロードキル、愛玩動物、有害鳥獣捕獲分）の処理は、衛生の維持と通行上の安全確保の観点から町が行いますが、本町には動物用火葬施設がないため、町内で発生した動物の死体は、町の一般廃棄物（動物の死体に限る）処理業許可業者へ処理を委託しています。

（２）収集運搬と処理

動物の死体の処理は、発見者や飼い主から町（ロードキル、愛玩動物はクリーンセンター、有害鳥獣は農業環境課）へ連絡が入ったのち、町から委託業者へ指示し回収しています。

回収した動物の死体は、同社が所有する動物専用火葬施設に搬入し同施設で火葬、火葬後の灰は国崎クリーンセンターへ搬入し再度焼却処理を行っています。

（３）今後の処理方針

新たに町有施設を建設し自己処理することは経済性や効率性の面から困難であるため、今後も現在の処理形式を継続してまいります。

（４）町外からの受入れ

本町以外の市町村でも、動物専用火葬施設を有していない場合や、老朽化施設の更新が困難等の様々な理由により、動物の死体の処理に苦慮されているケースが多くあります。

それに対し本町と許可業者は、町外からの動物等の死体搬入及び処理に関し覚書を締結し、受入れに係るルールを定め、その範囲内で受入れを行ってきました。

一般廃棄物は自地域内で処理することが原則ではありますが、他市町村においても新たな施設建設や財源の確保は容易ではなく、原則に従った処理への移行は困難であると考え、受入れルールの徹底を条件に現在の体制を継続します。

6. 計画の進行管理

本計画の進行管理はPlan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（見直し）のPDCAサイクルに基づき施策の進捗状況や目標値の点検を行い継続的な改善を行ってまいります。

また、計画開始から5年後の令和13（2031）年度には計画の見直しを行い、社会情勢の変化に応じた新たな施策の追加、文言の変更等を行い、合わせて施策の実施状況や目標の達成状況の検証を行います。

【図7 PDCAサイクルによる進行管理】



第6章 し尿等の処理

1. し尿等の処理の現状

(1) 処理の対象となるもの

- ・未水洗化世帯のくみ取りトイレ、工事現場やイベント会場等の仮設便所から発生したし尿
- ・浄化槽を清掃した際にくみ取った汚泥（浄化槽汚泥）

(2) 収集・運搬体制

本町内におけるし尿等の収集運搬は、し尿については委託業者、浄化槽汚泥については許可業者が行っています。

(3) 処理

し尿等の処理は、猪名川町し尿処理場に搬入し行っています。

搬入されたし尿等は、し渣の除去、微生物処理、酸アルカリ脱臭、脱水等の処理を行った後、約3倍に希釈し公共下水道（猪名川流域下水道）へ放流しています。また、脱水汚泥は国崎クリーンセンターへ搬入し焼却処理をしています。

直近5年間の搬入量実績は次のとおりです。

【表18-1 し尿等の搬入量実績】

単位：KL			
年度	し尿	浄化槽汚泥	計
R3(2021)	228.7	138.7	367.4
R4(2022)	192.4	131.4	323.8
R5(2023)	178.5	121.1	299.6
R6(2024)	177.4	118.6	296.0
R7(2025)	159.5	115.6	275.1

(4) し尿処理施設の概要

当初は希釈水を必要としない最新処理技術による「高負荷脱窒素処理方式」を採用し処理を行っていましたが、平成14（2002）年に運転・維持管理の効率化を図るため処理工程の見直しと必要な改修を行いました。現在は、微生物処理後の処理水を汚泥脱水機にかけ、隣接する浸出水処理施設で処理した処理水を希釈水として用い、3倍希釈で公共下水道へ放流する形式となっています。

【表18-2 施設概要】

名称	猪名川町し尿処理場
所在地	猪名川町槻並字タカカス11-3
処理能力	15KL／日
建築面積	547m ²
延床面積	871m ²
竣工	平成元(1989)年12月

2. し尿等の処理に係る課題

(1) 処理量の減少

本町の生活排水処理は、町域の大半が公共下水道により処理し、公共下水道の整備が困難な地域は合併処理浄化槽の整備により処理することとされており、公共下水道普及率は99%と高い水準にあります。

公共下水道の普及に伴いし尿汲み取り対象となる個人世帯は年々減少し、令和7（2025）年度末時点で37世帯（公共下水道区域内24世帯、区域外13世帯）となっています。

これらの世帯は、公共下水道区域内の世帯は公共下水道への接続（水洗化）を、区域外の世帯は合併処理浄化槽設置による生活排水の処理へと切り替えていかなければなりません。現状では世帯の高齢化、少人数化、資金的な問題等により進んでいません。

個人家庭以外では、一定期間だけ設置される工事現場やイベント会場の仮設便所のくみ取り依頼がありますし、合併処理浄化槽設置世帯では定期的に清掃と汚泥の抜き取りを行うため、対象が少数に、くみ取り量が少量になったとしても、し尿処理体制は必要となります。

なお、施設処理能力（15k1/日）に対し、現在の処理量は1日当たり1k1に満たない状況です。

(2) 施設の老朽化

猪名川町し尿処理場は、施設の安定稼働と延命化を目的に、施設内部のポンプ類、計器類、脱水機等の各種設備機器類の予防修繕を行ってきましたが、竣工から約36年が経過し全体的に老朽化しており、修繕費等維持管理に要する経費は増大する一方となっています。

(3) 課題の整理

(1)(2)のとおり、公共下水道の普及と言う町内の状況変化によりし尿処理を必要とする対象者や処理量は年々減少し、一方で施設の稼働開始から長期間が経過し、老朽化に伴い維持管理経費は年々増加しています。

このように、現在の処理量に対し既存施設の規模を将来にわたり維持していくことは効率的とは言えず、今後どのように効率的にし尿処理を行っていくかが大きな課題となっています。

3. 今後の方針

隣接する能勢町がし尿処理施設の改修を終えられ、当該施設の処理能力の余力の範囲内で、町外からのし尿等についても受入れる意向であると表明されました。

このことを受け、本町のし尿等の処理について、町有施設での自己処理は令和8（2026）年度末までとし、令和9（2027）年度から能勢町へ処理委託することと方針決定しました。